

浜松市条例第 1 号

浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 6 年浜松市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第 9 条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区又は選挙の行われる区域（以下「選挙区等」という。）におけるポスター掲示場（浜松市議会議員及び浜松市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 6 1 年浜松市条例第 5 4 号）に基づき設置されたポスターの掲示場をいう。以下同じ。）の数に 1. 2 を乗じて得た数（1 未満の端数がある場合には、その端数は、1 とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、市委員会が定</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第 9 条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区又は選挙の行われる区域（以下「選挙区等」という。）におけるポスター掲示場（浜松市議会議員及び浜松市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 6 1 年浜松市条例第 5 4 号）に基づき設置されたポスターの掲示場をいう。以下同じ。）の数に 1. 2 を乗じて得た数（1 未満の端数がある場合には、その端数は、1 とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、市委員会が定</p>

めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 27万655円と28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 29万3,440円と30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成19年浜松市条例第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)	(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)
第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づ	第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づ

き当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数（浜松市議会議員又は浜松市長の選挙の一部無効による再選挙においては、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第132条の6第1項の表法第142条第1項第5号のビラの数の中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分及び再選挙の種類に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数。以下同じ。））の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 浜松市議会議員の選挙の場合又は浜松市長の選挙であって当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭

(2) 浜松市長の選挙であって、当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 38万6,500円と5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの

き当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数（浜松市議会議員又は浜松市長の選挙の一部無効による再選挙においては、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第132条の6第1項の表法第142条第1項第5号のビラの数の中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分及び再選挙の種類に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数。以下同じ。））の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 浜松市議会議員の選挙の場合又は浜松市長の選挙であって当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 8円38銭

(2) 浜松市長の選挙であって、当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 41万9,000円と5円62銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの

作成枚数で除して得た金額（1 銭未満の端数がある場合には、その端数は、1 銭とする。）	作成枚数で除して得た金額（1 銭未満の端数がある場合には、その端数は、1 銭とする。）
---------------------------------------------	---------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第 2 条の規定による改正後の浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（以下これらを「新条例」という。）の規定は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 2 0 0 号）の施行の日以後その期日を告示される浜松市議会議員及び浜松市長の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された浜松市議会議員及び浜松市長の選挙については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第 2 条の規定による改正前の浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定に基づいて支払われた公費は、新条例の規定による公費の内払とみなす。

（あらまし）

この条例は、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成に関する公費負担の限度額を引き上げるものです。